

◆九条の会・はんなん 申し合わせ事項◆

第1条（名称） 本会の名称は「九条の会・はんなん」とする。

第2条（目的） 本会は、日本国憲法第9条を守り、その平和主義の精神を広め、もってアジア及び世界の平和と日本の安全に貢献することを目的とする。

第3条（活動） 本会は、高石市以南の阪南地域を中心として、前項の目的を達成するために、実現可能なあらゆる活動を行う。

第4条（会員） 本会の目的に賛同する者を会員とする。

第5条（役員等） 本会には、世話人、会計、事務局をおく。

第6条（事務局） 本会の事務局は、大阪府岸和田市沼町13番21号双陽社ビル3階 弁護士法人阪南合同法律事務所 内におく。

第7条（会費等） この会は、入会金（一口500円）及びカンパによって運営する。

第8条（会計年度） 会計年度は4月1日から翌年の3月31日の1年とする。

2004年12月5日

*会員になるには、「会の目的に賛同すること」だけで十分です。入会金は一口500円以上で、何口でもかまいません。会の運営は、入会金とカンパでまか
ないます。送金のための郵便振替口座を設けますので、ご利用下さい。

（郵便振替 00990-5-116203 九条の会・はんなん）